

新規上場申請のための半期報告書

株式会社リップス

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩 永 守 幸 殿
【提出日】	2025年 5 月 29 日
【中間会計期間】	第18期中(自 2024年 9 月 1 日 至 2025年 2 月 28 日)
【会社名】	株式会社リップス
【英訳名】	LIPPS CO., LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 的 場 隆 光
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前三丁目 1 番30号
【電話番号】	03-6804-3101
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 上 原 大 輔
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前三丁目 1 番30号
【電話番号】	03-6804-3101
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 上 原 大 輔

目次

	頁
第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	1
第2【事業の状況】	2
1【事業等のリスク】	2
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	2
3【経営上の重要な契約等】	4
第3【提出会社の状況】	5
1【株式等の状況】	5
2【役員の状況】	6
第4【経理の状況】	7
1【中間財務諸表】	8
2【その他】	14
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	15
期中レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第18期 中間会計期間	第17期
会計期間	自 2024年 9 月 1 日 至 2025年 2 月28日	自 2023年 9 月 1 日 至 2024年 8 月31日
売上高 (千円)	2, 109, 739	3, 760, 918
経常利益 (千円)	480, 314	719, 441
中間（当期）純利益 (千円)	314, 173	423, 712
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	100, 000	100, 000
発行済株式総数 (株)	100, 000	100, 000
純資産額 (千円)	3, 137, 604	2, 823, 430
総資産額 (千円)	3, 549, 037	3, 252, 877
1 株当たり中間（当期）純利益 (円)	125. 67	169. 48
潜在株式調整後 1 株当たり中間（当期）純利益 (円)	—	—
1 株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	88. 4	86. 7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	352, 784	△21, 129
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△10, 718	△94, 368
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高 (千円)	2, 206, 868	1, 864, 803

（注）1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社がないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後 1 株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

4. 当社は、第17期中間会計期間については中間財務諸表を作成していないため、第17期中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

5. 当社は、2025年 2 月14日開催の取締役会決議により、2025年 3 月15日付で普通株式 1 株につき25株の割合をもって分割しております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり中間（当期）純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。なお、当社は、前中間会計期間については中間財務諸表を作成していないため、前年同中間会計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

① 財政状態の状況

（資産）

当中間会計期間末における総資産は3,549,037千円となり、前事業年度末に比べて296,159千円増加いたしました。流動資産は3,405,940千円となり、347,314千円増加しております。これは主に現金及び預金が342,065千円増加したこと、及び業容拡大に伴う製品等の出荷量の増加に対応するために在庫を増やしたことによって商品及び製品が206,524千円増加したことに対して、売掛金が130,200千円減少したことによるものです。

また固定資産は143,097千円となり、51,154千円減少しております。これは主に繰延税金資産が49,058千円減少したことによるものです。

（負債）

当中間会計期間末における負債は411,433千円となり、前事業年度末に比べて18,013千円減少いたしました。これは主に未払法人税等が17,760千円増加したことに対して、営業債務である買掛金が16,009千円減少したこと、及び賞与の支給により賞与引当金が15,767千円減少したことによるものです。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産は3,137,604千円となり、前事業年度末に比べて314,173千円増加いたしました。これは中間純利益の計上により利益剰余金が314,173千円増加したことによるものです。

② 経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、欧米における高い金利水準の継続や、中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクがあるものの、雇用・所得環境が改善するもとで緩やかに回復している状況です。個人消費に関しては、消費者物価が上昇しており一部に足踏みが残るものの、このところ持ち直しの動きがみられております。

このような状況下で当社におきましては、ヘアワックスシリーズを中心に小売店への配荷が拡大していること、及び引き続きAmazonを中心とするEC通販サイトで「スタイリストシャンプー&トリートメント」などの出荷が伸びたことに起因し、過去最高の半期売上高を更新しました。

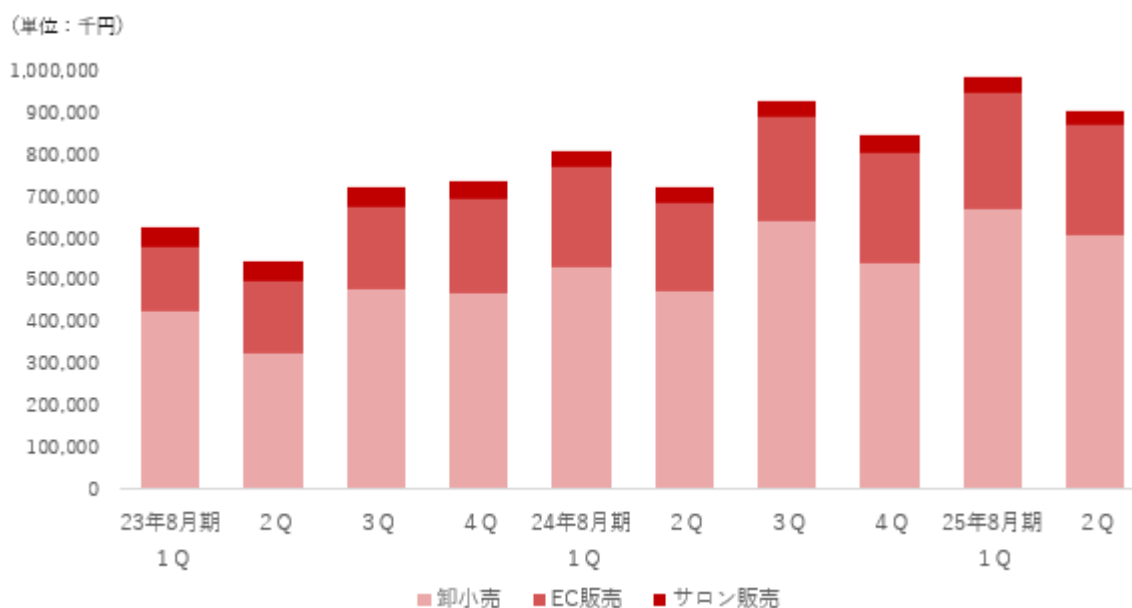
この結果、当中間会計期間における当社の売上高は2,109,739千円、営業利益は471,711千円、経常利益は480,314千円、中間純利益は314,173千円となりました。

なお、当中間会計期間におけるセグメントの業績は、次のとおりとなります。

（商品事業）

商品事業は、9月に「スタイリストヘアマスク」、10月には「ハンドスタイリングクリーム」などの新商品を投入するなど、商品ラインナップの拡充を図っております。またスキンケア、メイクアップブランドである「LIPPS BOY(リップスボーイ)」の初の旗艦店「LIPPS The Flagship~The Standard of Men's Beauty~」を渋谷にオープン、商品の体験を通じたフェイススタイリングの提案を発信する活動を行っております。さらにEC通販サイトでは、2024年9月より新たなユーザーの獲得を企図して、楽天市場に公式ショップを開設しております。

なお、2023年8月期以降の四半期ごとの商品売上の販売チャネル別推移は次のとおりとなります。



(注) 当社が独自に値引き・返品について合理的と判断したうえで集計したものであり、事業理解を深めて頂くための参考資料として掲載しております。

この結果、当中間会計期間における商品事業のセグメント売上高は1,895,379千円、セグメント利益は392,514千円となりました。

(サロンフランチャイズ事業)

サロンフランチャイズ事業は、業界全体でシェアサロンやフリーランスの台頭によるスタイリストの人材流動化が課題となっていることから、当社においてもスタイリストの早期デビューを目的にアカデミー（教育・研修）機能の強化を行い、またカット技法を3Dで再現するVR映像学習アプリを開発しフランチャイズ従業員向けにリリースしております。

この結果、当中間会計期間におけるサロンフランチャイズ事業のセグメント売上高は214,360千円、セグメント利益は79,196千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は2,206,868千円となり、前事業年度末と比較して342,065千円増加いたしました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は352,784千円となりました。主な要因は税引前中間純利益480,314千円、売上債権の減少130,200千円による資金の増加に対し、棚卸資産の増加190,498千円及び法人税等の支払99,321千円による資金の減少があったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は10,718千円となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出9,827千円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の増減はありません。

(3) 会計上の見積もり及び当該見積もりに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積もり及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定める経営方針・経営戦略等の重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因

当中間会計期間において、当社の経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更はありません。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金状況は、「第2 事業の状況 2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 財政状態及び経営成績の状況 及び(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の事業活動における運転資金需要のうち主なものは、材料費、製造経費、労務費、販売費及び一般管理費などの営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資によるものであります。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	240,000
計	240,000

(注) 2025年3月14日開催の臨時株主総会決議により、2025年3月15日付で定款変更を行い、発行可能株式総数が9,760,000株増加し、10,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年2月28日)	提出日現在 発行数(株) (2025年5月29日)	上場金融商品取引所 名または登録認可金 融商品取引業協会名	内容
普通株式	100,000	2,500,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	100,000	2,500,000	—	—

(注) 1. 2025年2月14日開催の取締役会決議により、2025年3月15日付で1株につき25株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は2,400,000株増加し、2,500,000株となっております。
2. 2025年3月14日開催の臨時株主総会決議により、2025年3月14日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年9月1日～ 2025年2月28日	—	100,000	—	100,000	—	24,250

(注) 2025年2月14日開催の取締役会決議により、2025年3月15日付で1株につき25株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は2,400,000株増加し、2,500,000株となっております。

(5) 【大株主の状況】

2025年2月28日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社A k e r u	東京都世田谷区北沢三丁目26番15号	42,000	42.00
野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	40,000	40.00
的場 隆光	東京都世田谷区	18,000	18.00
計	—	100,000	100.00

(注) 当社は、2025年3月15日付で普通株式1株につき25株の株式分割を行っておりますが、上記所有株式数については、当該株式分割前の所有株式数を記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 100,000	100,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 —	—	—
発行済株式総数	100,000	—	—
総株主の議決権	—	100,000	—

(注) 1. 2025年2月14日開催の取締役会決議により、2025年3月15日付で1株につき25株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は2,400,000株増加し、2,500,000株となっております。

2. 2025年3月14日開催の臨時株主総会決議により、2025年3月14日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、中間会計期間(2024年9月1日から2025年2月28日まで)に係る中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

4 最初に提出する半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の5－6」の規程に準じて前年同期との対比は行っておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 8 月31日)	当中間会計期間 (2025年 2 月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,864,803	2,206,868
売掛金	550,996	420,795
商品及び製品	444,621	651,146
原材料及び貯蔵品	100,135	84,108
前払費用	59,672	36,589
その他	38,397	6,431
流動資産合計	3,058,625	3,405,940
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	33,210	33,210
減価償却累計額	△1,580	△2,634
建物附属設備（純額）	31,629	30,575
工具、器具及び備品	27,634	28,525
減価償却累計額	△15,858	△18,700
工具、器具及び備品（純額）	11,775	9,824
有形固定資産合計	43,405	40,400
無形固定資産		
商標権	6,165	5,779
ソフトウェア	18,715	24,488
その他	632	632
無形固定資産合計	25,512	30,899
投資その他の資産		
出資金	10	10
長期前払費用	1,319	2,314
繰延税金資産	91,552	42,494
その他	32,450	26,978
投資その他の資産合計	125,333	71,797
固定資産合計	194,251	143,097
資産合計	3,252,877	3,549,037

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 8 月 31 日)	当中間会計期間 (2025年 2 月 28 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	59,538	43,529
未払金	146,171	144,919
未払費用	17,166	14,060
未払法人税等	99,321	117,082
契約負債	337	167
預り金	8,241	4,816
賞与引当金	35,427	19,659
その他	36,741	42,296
流動負債合計	402,947	386,533
固定負債		
預り保証金	26,500	24,900
固定負債合計	26,500	24,900
負債合計	429,447	411,433
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	1,513,000	1,513,000
利益剰余金	1,208,410	1,522,584
株主資本合計	2,821,410	3,135,584
新株予約権	2,020	2,020
純資産合計	2,823,430	3,137,604
負債純資産合計	3,252,877	3,549,037

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
売上高	2,109,739
売上原価	887,178
売上総利益	1,222,560
販売費及び一般管理費	※ 750,849
営業利益	471,711
営業外収益	
受取利息	5
違約金収入	6,263
補助金収入	3,500
その他	834
営業外収益合計	10,603
営業外費用	
上場関連費用	2,000
営業外費用合計	2,000
経常利益	480,314
税引前中間純利益	480,314
法人税、住民税及び事業税	117,082
法人税等調整額	49,058
法人税等合計	166,140
中間純利益	314,173

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	480,314
減価償却費	12,096
賞与引当金の増減額(△は減少)	△15,767
受取利息	△5
売上債権の増減額(△は増加)	130,200
棚卸資産の増減額(△は増加)	△190,498
仕入債務の増減額(△は減少)	△16,009
未払金の増減額(△は減少)	△6,509
前払費用の増減額(△は増加)	23,082
未払消費税等の増減額(△は減少)	45,005
その他	△9,809
小計	452,100
利息の受取額	5
法人税等の支払額	△99,321
営業活動によるキャッシュ・フロー	352,784
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△891
無形固定資産の取得による支出	△9,827
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,718
財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	342,065
現金及び現金同等物の期首残高	1,864,803
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 2,206,868

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

改正された「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日)及び「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)を当中間会計期間の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本または評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本または評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項但し書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による中間財務諸表に与える影響はありません。

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
荷造運賃	268,468 千円
広告宣伝費	125,585 〃
賞与引当金繰入額	11,648 〃

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
現金及び預金	2,206,868 千円
現金及び現金同等物	2,206,868 千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間(自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)

報告セグメントごとの売上高及び利益または損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	商品事業	サロンフランチャイズ事業	
売上高			
外部顧客への売上高	1,895,379	214,360	2,109,739
セグメント間の内部 売上高または振替高	—	—	—
計	1,895,379	214,360	2,109,739
セグメント利益	392,514	79,196	471,711

(注) セグメント利益は、中間損益計算書の営業利益と一致しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間(自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	商品事業	サロンフランチャイズ事業	
一時点で移転される財またはサービス	1,895,379	—	1,895,379
一定の期間にわたり移転される財またはサービス	—	214,360	214,360
外部顧客への売上高	1,895,379	214,360	2,109,739

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
1株当たり中間純利益	125円67銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	314,173
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	314,173
普通株式の期中平均株式数(株)	2,500,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であることから、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、2025年3月15日付で普通株式1株につき25株の割合で株式分割を行っております。当中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2025年2月14日開催の取締役会決議により、2025年3月15日付で普通株式1株につき25株の株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2025年3月14日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき25株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	普通株式	100,000株
今回の分割により増加する株式数	普通株式	2,400,000株
株式分割後の発行済株式総数	普通株式	2,500,000株
株式分割後の発行可能株式総数	普通株式	10,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2025年3月15日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当中間会計期間の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年5月22日

株式会社リップス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 千 足 幸 男
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 檜 崎 律 子
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リップスの2024年9月1日から2025年8月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（2024年9月1日から2025年2月28日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リップスの2025年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上